

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇<http://www.wcac.jp/>

～古着買い取りのはずが、貴金属の買い取り？～ 訪問購入の相談が増えています！！

<事例>

「古着を買い取ります」と電話があり、処分したいと思っていた古着があったので来てもらうことにした。古着を用意していたら、後日来訪した業者から「貴金属はないですか」としつこく聞かれた。「ない」と答えても「なにかあるでしょう」と強引に食い下がられたため仕方なく指輪と小判を見せた。

結局、指輪と小判を買い取ってもらい代金を受け取ったが、亡くなった母からもらった大事なものなので後悔している。返してほしい。

(80歳 女性)



イラスト：鈴木 薫

このような訪問購入に関しては特定商取引法の規制があります。

●飛び込み勧誘の禁止(不招請勧誘の禁止)

訪問購入で飛び込みの勧誘はできなくなりました。

また、今回の事例のように、あらかじめ電話で「不要な古着の買い取り」のために訪問を受ける約束だったのに、家に来てから「貴金属の買い取り」の勧誘をすることは許されていません。

●訪問購入でもクーリング・オフができます

例外の物品を除いて、書面受領後8日以内ならばクーリング・オフができます。

※例外・・・自動車、家具、家電(携行が容易なものを除く)、本、CD、DVD、ゲームソフトなど

なお、クーリング・オフ期間中は、物品の引き渡しを拒否できます。

《トラブルにあわないために》

★ 来訪した業者に買い取りを依頼する場合は、家族や近所の方に同席してもらうなどして、一人で対応しないようにしましょう。

★ 買い取ってもらうつもりがないなら、きっぱりと断りましょう。

～トラブル急増中～

中高年もハマる いまどきスマートフォン事情

目覚ましい進化をみせるスマートフォン。今や若者だけでなく、中高年層の間でも急速に普及しています。しかし、その一方で様々なトラブルも急増しています。便利なだけじゃない、スマートフォン事情を紹介します。



事例(1) 突然、登録完了画面になって高額請求！ ワンクリック請求

動画再生ボタンをタップしただけで、アダルトサイトの登録完了画面になり、高額な登録料の請求を受けた。「退会希望の方は」という番号に電話をかけたが、登録料を払わないと退会できないと言われた。



ワンクリック請求といわれる詐欺です。支払う必要はありませんので無視しましょう。「誤って操作された方、退会される方」といった記載があっても、決して電話をかけてはいけません。個人情報を入力する手口です。



事例(2) SNSの広告からおもわぬトラブルに！

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）で有名女優も愛用しているという化粧品の広告を見つけた。「お試し500円」と書かれていたので1回だけのつもりで申し込んだら4か月の定期購入が条件になっていた。



SNSでは、登録した個人情報などが反映されて、その人が興味を持ちそうな広告が表示されることがあります（ターゲティング広告）。
注文する前に会社概要、支払い方法、購入条件、返品交換ルールなどの記載を必ず確認しましょう。



その他、SNSで知り合った人にマルチ商法に勧誘されたといったトラブルも寄せられています。

気軽にコメントや写真などを投稿することができるSNSは楽しく便利なサービスですが、流れてくる情報にはデマや悪意のあるものも紛れ込んでいます。正しい情報を見極め、冷静な判断を心がけましょう。

スマートフォンを購入するときは



- ★ 必要以上に容量の大きい機器やSDカードを購入してしまうと、月々の利用料金が高額になるばかりです。自分の使い方に合った契約内容か、不要なオプションサービスや途中から料金の発生するサービスがないかもチェックしましょう。
- ★ 購入したら、まずスマートフォンの設定をしましょう。パスコードロックの設定をし、カメラなどのアプリの位置情報サービスの設定なども確認しましょう。
- ★ スマートフォンでもウイルスに感染したり、不正アプリなどによって乗っ取られたりする危険性があります。アプリをインストールする時は、信用できるサイトから取得し、セキュリティ対策も忘れずに。

自然災害発生!! その時どう動きますか

夏号に引き続き、災害情報をお伝えします。今回は災害が起こったまさにその時、どのように行動するかのポイントをまとめました。

地震発生時

- ・自分の身の安全を確保
机の下などにもぐり、頭部を保護
机の脚はしっかりつかむこと

揺れがおさまったら

- ・ドア・窓を開けて
脱出口を確保
- ・ガスの元栓を閉める



津波、崖崩れの危険地域はすぐに避難を!

- ・家のブレーカーを切る
- ・必要物品を持つ
- ・外に出るときは慌てずに!
瓦やガラス、看板の落下物に注意
- ・隣近所で声を掛け合う

豪雨災害

- ・地震とは異なり、風水害は災害情報を入手できれば被害をある程度予測できます。自治体等が発信する防災情報を活用しましょう。



避難のポイント

- 水の流れが速い場合は、20cm程度の高さでも歩行できません。避難先までの道のりが危険なときは、強行せず、生命を守る最低限の行動として自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難してください。
- 崖崩れや土石流の前兆現象に注意
例「音」・・・地鳴り、山鳴りなど
「山の変化」・・・斜面の亀裂、はらみ出し(外側にふくらむこと)など
「水」・・・流水の異常な濁り、地下水の濁りなど

雷・突風災害

- ・雷鳴が聞こえた時や、どす黒い雲で急に周囲が暗くなった時、冷たい風が急に吹き下ろした時は警戒してください。
- ・高い建物の周囲を避け、丈夫な建物の一階に避難し、雨戸やカーテンを閉め、窓から離れましょう。

気をつけよう! 災害時の消費行動

災害時、スーパーなどの店舗で食料品などの生活関連物資が品薄状態になってしまうという問題が起こり得ます。これは、災害への不安から過剰に反応し、不要不急の購入や買いだめを行う消費者が増えるためです。さらに、品薄となった店舗を見て、品切れに対する不安からさらに過剰な購入を行うという悪循環が起こります。

本当に必要としている人に物資を行き渡らせるためにも、災害時には不確かな情報に惑わされない冷静な消費行動をしましょう。また、日頃から非常時への備えを行っておくことが大切です。



給付金支給を装った詐欺にご用心!

消費税率の引上げに際する所得の低い方の負担緩和等のため、「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」が支給されます。これらに便乗した詐欺にご注意ください!(それぞれのお問い合わせはお住まいの市町村担当窓口へ!)

- 個人情報を聞かれておかしいと思ったら一度電話を切り、直接的機関に確認しましょう!



イラスト 鈴木 薫

● 子育て世代に送る

“暮らしの達人！知るぽると講座”のご案内



教育費や保険のこと、子育てのこと、賢く生活する”暮らしの達人”を目指して連続講座を受講してみませんか？ 子供の一時保育も利用できます。(事前申込要)

参加費無料

【開催場所】和歌山県消費生活センター研修室（和歌山ビッグ愛 8階）

【開催日時】11月1日から毎週火曜日 全4回 10：00～11：30

【定員】先着30名（連続受講の方が優先です。空席があれば1回の受講も可能。）

【一時保育】先着15名（1歳から小学2年生まで）事前申込要・無料 10月20日（木）申込締切

	開催日	テーマ	講師
第1回	11月 1日 (火)	ここだけの話！教育資金計画 ～計画的に準備するポイントはここ！～	金融広報アドバイザー 垣 由起氏
第2回	11月 8日 (火)	ここだけの話！家計収支を改善しましょう！ ～生命保険、NISA、確定拠出年金のメリット・デメリット～	金融広報アドバイザー 垣 由起氏
第3回	11月15日 (火)	SNSのリスク ～あなたの投稿は消せない～	NIT情報技術推進ネットワーク 松尾 由香里氏
第4回	11月22日 (火)	おカネがなくても子は育つ！ ～子どもを勉強好きにする方法～	ファイナンシャルプランナー 秋山 ひろみ氏

【申込方法】電話・ファックス・郵送で

①参加者氏名 ②住所 ③電話番号 ④一時保育希望の有無を下記まで御連絡下さい。

問い合わせ・申込み先 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）
TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904
<http://www.wakayama-kinkoui.jp/>（案内チラシをホームページに掲載しています。）

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
ご相談・お問い合わせは
お近くの市町村
消費生活相談窓口か
県消費生活センターへ
(相談は無料です)

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】平日午前9時～午後5時
(土・日・祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【開設時間】午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

